

国立大学法人京都大学教職員寒冷地手当支給細則及び国立大学法人京都大学教職員特地勤務手当等支給細則の廃止について

国立大学法人京都大学教職員寒冷地手当支給細則及び国立大学法人京都大学教職員特地勤務手当等支給細則を廃止する細則

国立大学法人京都大学教職員寒冷地手当支給細則（平成16年10月28日総長裁定）及び国立大学法人京都大学教職員特地勤務手当等支給細則（平成16年4月1日総長裁定）は、廃止する。

附 則（令和7年3月総長裁定）

この細則は、令和7年4月1日から施行する。